

地域・保護者の皆様へ 奈良県教育委員会からのお知らせ

令和2年4月

奈良県の子どもたちのため

教員の働き方改革

にご理解ください！



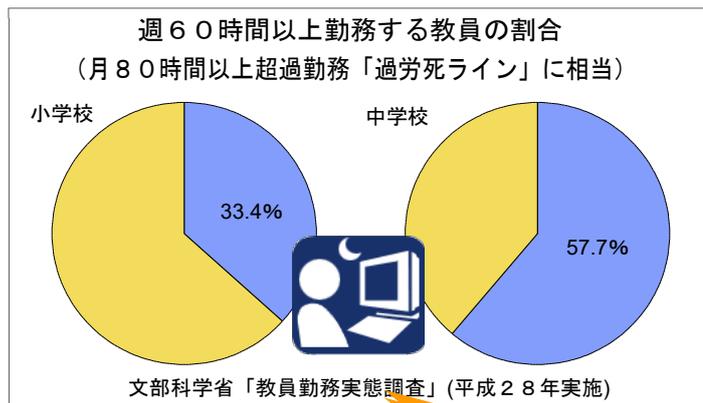
新しい時代の中で生き抜く力を、
子どもたちに身に付けさせたい。



そのための
働き方改革。



▼先生たちの長時間勤務が深刻です!



▼先生が学校に来るのは…

⇒ 始業時刻の **平均 56分前**

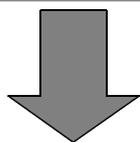
▼先生が学校を出るのは…

⇒ 終業時刻の **平均 2時間4分後**

▼先生が休める日の割合は…

⇒ 土日・祝日の **平均 63%**

<奈良県教育委員会「奈良県の先生の働き方調査」(平成31年実施)>



小で約3割、中で約6割
が「**過労死ライン**」超え

平均で**毎日3時間**
以上の**時間外勤務**

教員の業務をスリム化します。

新しい時代の教育を進めるために。



※ 新しい時代の教育とは…

例えば、小学校の英語教育やプログラミング教育、道徳教育など、社会に開かれた教育課程を重視し、主体的・対話的で深い学びを実現するなど新学習指導要領に対応する教育、AI技術の進歩など変化する新しい社会に対応できる教育です。

① 先生の時間外勤務に上限を設けます

◆ 教員は、月に合計45時間を超える時間外勤務が原則できなくなります。



- ※ 教員の勤務時間は7時間45分。8時30分～17時00分(休憩時間45分含む)の幅で、各学校によって前後します。児童・生徒の登校・下校の時刻は原則その時間内での設定となります。
- ※ 緊急でやむを得ない場合のみ、例外を設け時間外勤務として対応できます。それ以外は勤務時間内で対応することになります。早朝や土・日・祝日などの部活動等も時間外勤務制限の対象となります。
- ※ 休憩時間は、昼に一斉に取りにくい状況を踏まえ、個々の教員ごとに設定することが可能となります。この45分間は自由時間で、校外への外出や店舗等の私的な利用等もあり得ます。ご理解をお願いします。

◆ 学校は、留守番電話を設定するなど、時間外対応が原則できなくなります。



- ※ 勤務時間を超えた早朝・夜間の電話は留守番電話となる場合があります。児童・生徒の命に関わるといった緊急時は、まず警察や消防、病院に連絡していただきますようお願いいたします。
- ※ 勤務時間前の早朝の活動(登下校指導、早朝練習等)に、一定の歯止めがかかる場合があります。

② 学校行事などの業務を見直します

◆ 「常識」や「伝統」にとらわれず 真に必要な活動に力を集中します。

※ これまで続いてきた恒例の行事であっても、大胆に見直すことがあります。

<参考>【文部科学省が削減を提示した業務の例（H31.3.18通知）】

- ・ 夏休み期間の高温時のプール指導
 - ・ 試合やコンクールに向けた早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導
 - ・ 地域や保護者の期待に過度に応えることを重視した運動会等の過剰な準備
 - ・ 本来家庭が担うべき休日の地域行事への参加のとりまとめや引率
- 他



◆ 部活動は、休養日や活動時間等を定めた方針に従って運営します。小学校の自主活動も見直します。

※ 中学校や高等学校の部活動は、教育委員会及び学校が定めた活動方針に基づき適切な運営をします。各学校の活動方針や各部の活動計画は学校のホームページや保護者だより等により公表します。

※ 小学校において放課後等に行われている自主活動（スポーツ・音楽活動など）について、教員は休日の指導・引率を行わないことがあります。校外のスポーツ・文化などの大会に参加する際の申し込みや引率等については、ご家庭のご協力をお願いします。

<参考>【「奈良県部活動の在り方に関する方針（H31.3）」の主な内容】

- ・ 週あたり2日以上以上の休養日（少なくとも平日1日、土日1日以上）を設定する。
- ・ 活動時間は平日2時間、休業日3時間程度までとする。



③ 地域・保護者の皆様へのお願い

◆ 休日の地域行事等について、教員への参加要請や依頼は可能な限り避けてください。

- ※ これまで教員が関わってきた地域行事（公的なものも含め）などは、時間的制約の中で参加が難しくなります。
- ※ 県や市町村、各教育委員会などの公共団体、その他各種団体が主催するイベント等（休日に児童・生徒が参加するケース）であっても、学校の行事や教育活動以外については原則として教員の従事は避けていただきます。

◆ 「新しい時代の学校教育」にご理解とご協力を。

- ※ これまでの学校教育のイメージと、少し変わったように感じることもあるかもしれませんが、ただ、児童・生徒と向き合う教員の姿勢については、決して変わることはありません。ご理解いただきますようお願いいたします。
- ※ 小学校では英語や道徳の教科化、プログラミング教育の必修化などが行われ、授業時間も増えます。
- ※ 登下校時間や休憩時間、給食や掃除の時間等に一部変更が生じることがあります。

◆ 「学校ボランティア」へのお願い。

- ※ 地域の皆様で可能な方には、給食や掃除・登下校の見回り・その他でボランティアとして学校の活動にお力を貸していただければ幸いです。



④ 関係団体等の皆様へのお願い



◆ 学校を通じた配布物は避けてください。

※ 各種団体から依頼される配布物は、重なるとかなりの量になります。毎回担任が仕分けをし一枚ずつ児童・生徒に配布していますが、それが大きな負担となっています。学校を通じた印刷物の配布ではない周知方法についてご検討をお願いします。

◆ 各種募集(コンクール等)はご配慮を。

※ 作文や絵画コンクール等の募集につきましても、学校単位での応募や学校による取りまとめなどを応募要件としないようご配慮をお願いします。



⑤ 学校における働き方改革推進プラン(抜粋)



※ 「学校における働き方改革推進プラン」とは、令和元年に「学校における働き方改革推進会議」で作成された奈良県教育委員会のプランです。令和3年度末までに達成を目指す目標を掲げています。

- ◆ 将来的に部活動を学校単位の活動から、地域単位の活動へ移行させるために、社会体育活動との連携協力を進めます。
- ◆ 学校給食の食物アレルギーへの対応については、事故防止を最優先とし、過度で複雑な対応は行わないようにします。
- ◆ ICT環境を整え、さまざまな業務での効率化を図ります。
- ◆ 小学校・中学校・県立学校における学校運営協議会の設置を促進します。また、地域学校協働本部(コミュニティ協議会・地域教育協議会)やPTA等との協力体制作りを推進します。
- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置校数や時間数の拡充に努めます。
- ◆ 外部人材(部活動指導員、特別支援教育の専門スタッフ、スクールサポートスタッフ、理科支援員など)についての拡充を目指します。
- ◆ 労働安全衛生体制の整備とストレスチェックの実施を徹底します。



教職員の働き方改革・学校の業務改善等に関するお問い合わせ・ご意見は…

奈良県教育委員会事務局 教職員課

電話：0742-27-9844 【受付8:30~17:15 土・日・祝は除きます】

